

## 第2回 内灘町子どもの権利委員会 会議録（要旨）

【日 時】 令和7年11月28日（金）14：00～15：30

【場 所】 内灘町役場 3階 301・302会議室

【出 席 者】 委員 浅野委員、藤田委員、松川委員、谷野委員、上前委員、岡田委員、西村委員、杉谷委員（8名）  
事務局 文化スポーツ課 中村課長、大久保課長補佐、長尾主事

### 【内 容】

#### 1 議件

- (1) 子どもの権利に関するアンケート結果について  
別冊資料に基づき事務局より説明した。

#### <意見・質疑応答>

- 委 員) 子ども、保護者とともにアンケートの回収率が低い。特に大人は回収率の低さが、認知度の低さにリンクしていると思う。条例の認知度も32%の積極的な保護者が回答した数値で実際はもっと認知度は低いと思う。令和2年度実施時と違い、アンケート調査の方法が紙ではなく電子になったからなのか様々な要因があると思うが、現状を危惧している。
- 委 員) 子どもの回答率が低いのは何故だろうか。学校現場ではデータ化が急速に進んでおり、業務の効率化の観点からも積極的にICTを活用している。各学校ごとで意識の差やアンケートの実施のやり方が多少は違うと思うが、まずは子どもを100%に近づけるように目指していかないといけないと思う。2回目の回答の催促などもした方がよかつたのかもしれない。
- 事務局) アンケートの回収率の低さから、子どもの権利条例の関心が低いことが分かった。第3次計画策定に向けて進めている今が改めて見直すいい機会だと思う。今後実施するパブリックコメントや議会の場などでも子どもの権利条例の発信をして、露出を高めていければと思う。
- 委 員) アンケートの結果から、子どもは大人が思っている以上に、自分のことが好きではないと感じていることが分かる。子どもと大人で感じ方が違う。大人はもっと子どもと向き合ってほしいと思った。

- (2) 第3次内灘町子どもの権利条例推進計画（案）について  
別冊資料に基づき事務局より説明した。

＜意見・質疑応答＞

- 委員) 基本施策3の取り組み4の多様性を認める声かけや、1人1人の子の良さを活かして活躍できる場を設定すると書いてあり、気持ちは分かるが、言っていることが具体的ではない。読んでいて、「じゃあ、どうするの？」と思ってしまう。
- 委員) 子ども用の啓発パンフレットが低学年以下の子どもだと難しいのではないかと感じる。学年別で作った方がいいのではないかと思う。
- 委員) 年度初め等でパンフレットを配布はあるが、年度初めはバタバタしており、そのタイミングで配るだけでは、他のものと混ざってしまい、周知にならないと思う。例えば、12月4日～12月10日の人権週間では、人権に関する本の読み聞かせや放送をしたり、ふわふわ言葉を送り合うなど学校ごとでも取り組みをしている。配布するタイミングやどのように配布するかが大事だと思う。
- 委員) 基本目標2の自分の権利を知ることや自分らしく生きることは、とても大事なことだが、短絡的な見方だと他者と協調せず、自分さえ良ければいいとならないか心配である。自らの権利を知ると同時に、権利の裏には、相手のことを思いやることも大切だと伝えていかないといけないと思う。
- 事務局) 町も条例を制定する際に、そのように捉えられないよう気を付けて考えた。条例に関するQ&Aでも「権利行使する際には、自分だけではなく、相手にも同じように権利があり、それを尊重する必要がある。」と記載している。町の立場ははつきりと示しているが、改めて意識して発信していきたい。
- 委員) 基本施策4の子ども議会の開催について、前回の実施はコロナ禍で書面開催だった。対面での開催となり、各校代表を集めてとなると、準備が大変で学校側も負担になるのではないか。議会の傍聴や、内灘町を良くするためにはどうしたら良いか？などのアンケートを取り集約する方法も1つの方法だと思う。
- 委員) 子どもの願いや想いを聞いてもらえる場を設けることはとても大事だと思うが、会議となると仰々しい印象があり、また学校側の負担も大きいと感じる。それぞれの学校のカリキュラムで、総合の授業などで町のことを調べて探究して発表するというものがある。その中で役場に出向いて、職員へ発信

できる機会があればいい。他にも小学生が作った内灘検定があるが、こちらは、町のイベントなどで活用されている。このように発信できる場があるのは大事なことだと思うので、そのような流れが広がっていけばいいと思う。

事務局) いただいた意見をもとに素案を修正し、パブリックコメントを実施したい。また、本委員会で出た意見の他にも、素案を改めて確認して、このようにした方がいいという意見も出ると思うので、一定期間意見を募集したい。委員の皆様には1月15日（月）までに事務局へ意見を寄せていただきたい。

一 同) -----特に異議なし-----

(3) 第3次計画（案）に対する意見募集（パブリックコメント）の実施について

会議資料 p. 2に基づき事務局より説明した。

<意見>

委 員) パブリックコメントを募集する際に改めて子どもの権利条例の周知をした方がいい。コメントしたくなるような働きかけをしてほしい。

委 員) 町の広報でも周知をしてほしい。

(4) その他

会議資料 p. 3に基づき事務局より今後のスケジュールについて説明した。

## 2 閉会